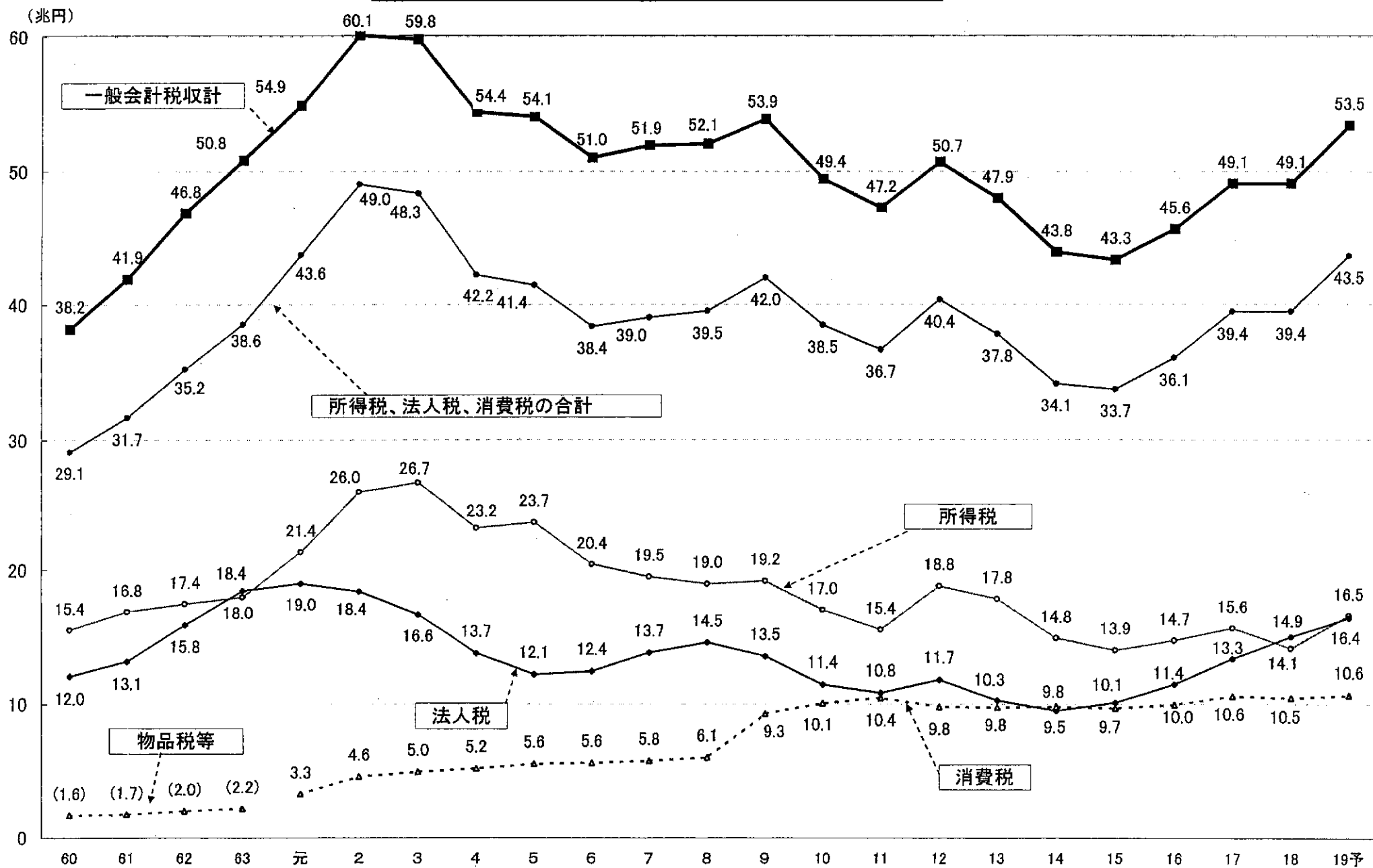


2. 消費税関係

一般会計税収の推移



(注) 18年度以前は決算額、19年度は予算額である。

国の一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移



消費税収の推移

(単位: 億円)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 (予算)
国税収入計 A	571,361	627,798	632,110	573,964	571,142	540,007	549,630	552,261	556,007	511,977	492,139	527,209	499,684	458,442	453,694	481,029	522,905	541,169	550,953
消費税収 B	40,874	57,784	62,204	65,511	69,831	70,394	72,376	75,709	93,047	100,744	104,471	98,221	97,671	98,115	97,128	99,743	105,834	104,633	106,450
(B/A)	(7.2%)	(9.2%)	(9.8%)	(11.4%)	(12.2%)	(13.0%)	(13.2%)	(13.7%)	(16.7%)	(19.7%)	(21.2%)	(18.6%)	(19.5%)	(21.4%)	(21.4%)	(20.7%)	(20.2%)	(19.3%)	(19.3%)
うち一般会計分 C (B-D)	32,699	46,227	49,763	52,409	55,865	56,315	57,901	60,568	93,047	100,744	104,471	98,221	97,671	98,115	97,128	99,743	105,834	104,633	106,450
うち特別会計分 D (B×20% =消費譲与税)	8,175	11,557	12,441	13,102	13,966	14,079	14,475	15,142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税収 E	—	—	—	—	—	—	—	—	8,070	25,504	24,793	25,282	24,745	24,245	23,936	26,139	25,512	26,289	26,275
消費税収+地方消費 税収計(B+E)	—	—	—	—	—	—	—	—	101,117	126,248	129,264	123,504	122,416	122,360	121,064	125,882	131,346	130,922	132,725

(注) 平成17年度以前は決算額、平成18年度の消費税収は決算額、地方消費税収は決算見込額、平成19年度の消費税収は予算額、地方消費税収は地方財政計画額である。

消費税(付加価値税)の特徴に関する指摘

消費税の特徴

垂直的公平	・ 消費水準に応じて比例的に税負担を求めることができるが、所得水準に対する税負担の逆進性が生じかねない。
水平的公平	・ 所得の種類等にかかわらず、同等の消費水準の人には同等の負担を求めることができる。
世代間公平	・ 勤労世代だけでなく、広く社会の構成員が税負担を分かち合うことができる。
中立性 (活力)	・ 生産活動に伴う所得に対して課税するものでないことや、所得水準に対する累進性が弱い(ない)ことから、勤労意欲や事業意欲に対して中立的である。
簡索性	・ 例外的な規定も少なく、比較的簡素である。
税收動向	・ 景気動向に伴う税收の変動が比較的小さいため、景気の自動安定化機能も比較的小さいと考えられる。 ・ 景気動向に伴う税收の変動が比較的小さいため、比較的安定的な公的サービスの提供が期待できる。

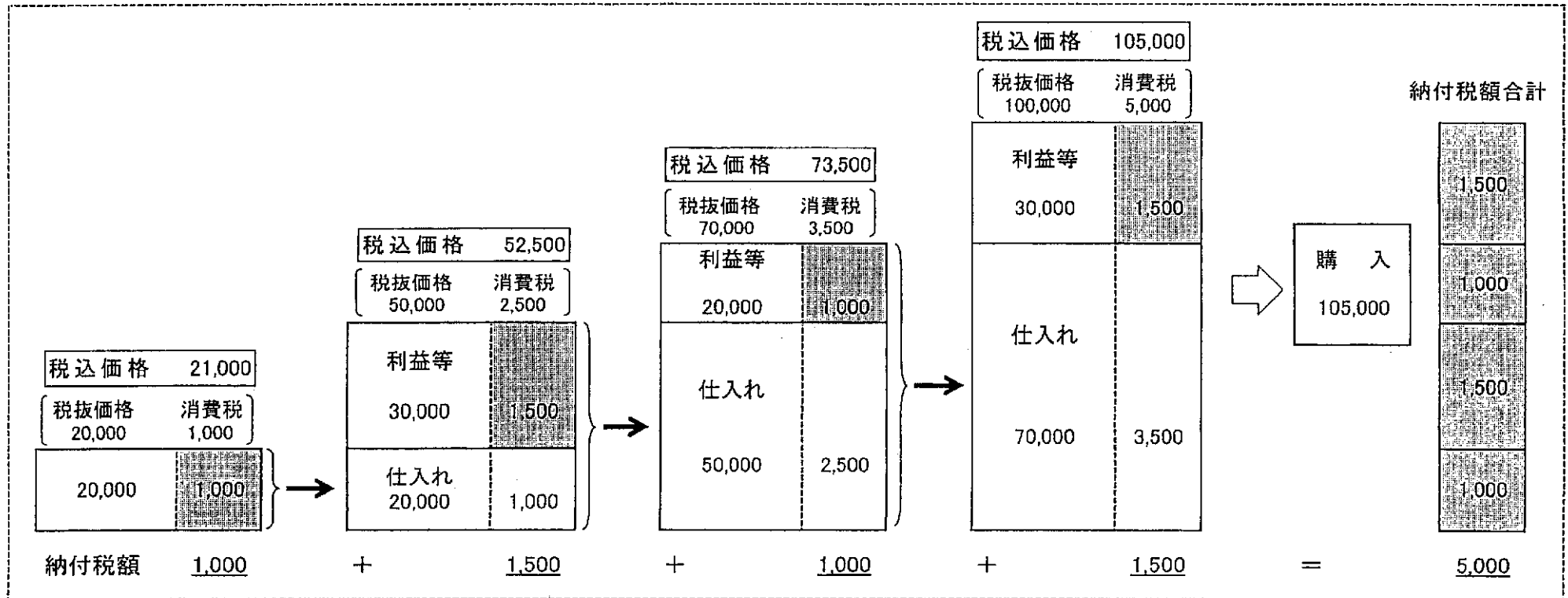
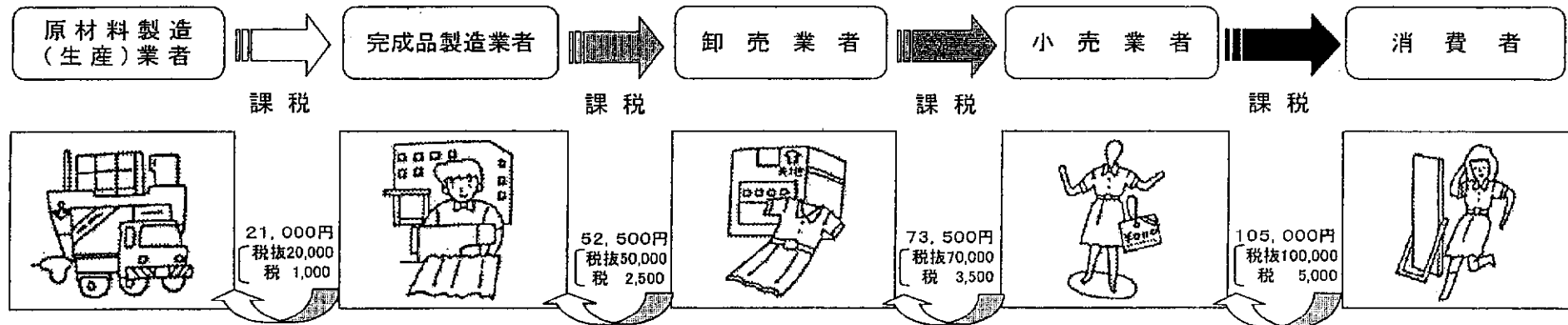
米国税制改革諮問委員会報告書における付加価値税の特徴についての指摘

- 付加価値税は、所得課税に比べて以下の点で優れており、経済効率的。
 - 経済に与える負担が小さい。
 - 貯蓄を課税ベースとしないため、貯蓄を促進する。
 - 投資を費用化するため、投資を促進する。
 - 勤労性所得や法人所得に負担が集中しないことから、労働・技術革新への意欲を阻害せず、国際競争力にも資する。
 - 執行コストが低い。
- 単一税率の付加価値税の導入は、租税回避行為を減らす。一方で、非課税品目を多数設けたり、複数税率を採用すると、租税回避行為を招きやすい。

消 費 税 の 概 要

項 目	制 度 の 概 要	
課 税 対 象	(1) 国内取引： 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引： 輸入貨物
納 税 義 務 者	(1) 国内取引： 事業者	(2) 輸入取引： 輸入者
課 税 標 準	(1) 国内取引： 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引： 輸入の際の引取価格
税 率	4％ （注）地方消費税（消費税率1％相当）とあわせた税率は5％	
納 付 税 額 の 計 算	消費税の納付税額 ＝ 課税売上高 × 税率（4％）－ 仕入税額	
輸 出 免 税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）	
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等	
中 小 事 業 者 に 対 す る 特 例 措 置	(1) 事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除（資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、適用されない。）	
	(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率) 第1種事業（卸売業） ----- 90％ 第4種事業（その他の事業） ----- 60％ 第2種事業（小売業） ----- 80％ 第5種事業（サービス業等） ----- 50％ 第3種事業（製造業等） ---- 70％	
申 告 ・ 納 付	(1) 国内取引	
	① 確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付	
	② 中間申告	
	直 前 の 課 税 期 間 の 年 税 額	中 間 申 告 ・ 納 付 回 数
	4 8 万 円 超 4 0 0 万 円 以 下	年 1 回（前課税期間の年税額の1/2）
4 0 0 万 円 超 4 , 8 0 0 万 円 以 下	年 3 回（前課税期間の年税額の1/4ずつ）	
4 , 8 0 0 万 円 超	年 1 1 回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）	
	(2) 輸入取引： 保税地域からの引取りの際に申告・納付	
価 格 表 示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示（総額表示）	

消費税の多段階課税の仕組み



(注)「税」、「消費税」には地方消費税を含む。

主要国の付加価値税の概要（未定稿）

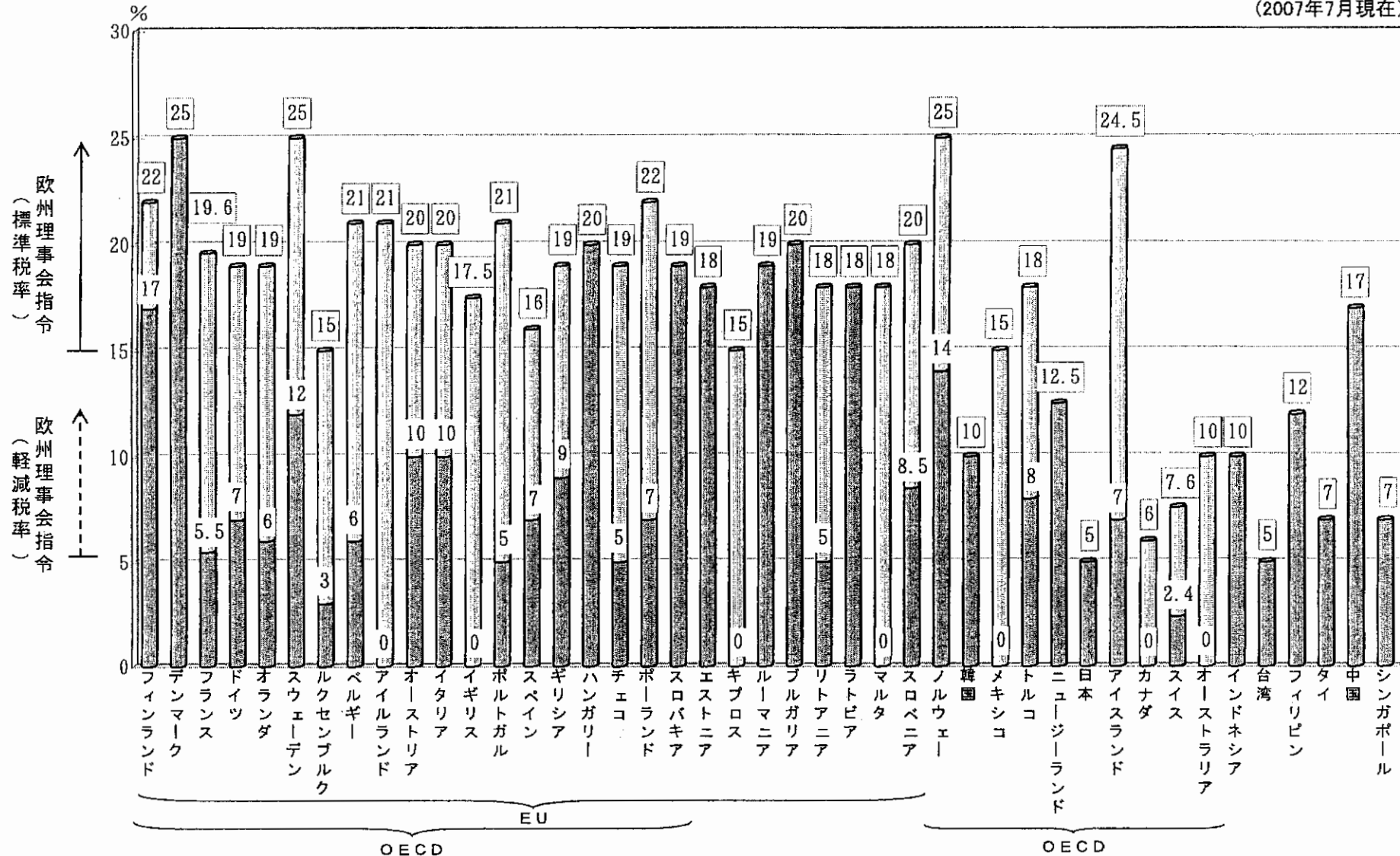
（2007年1月現在）

区分		日本	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
施行		1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年
納税義務者		資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者
非課税		土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等
税率	標準税率	5% (地方消費税を含む)	15%以上	19.6%	19%	17.5%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等5%以上（2本以下） 5.5% 新聞、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送等 7%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送等 5%	食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%	
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
課税期間		1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、四半期又は加盟国が任意により定める1年を超えない期間	1か月 ^(注)	1年 〔原則として1か月ごとに予定申告納付を行う〕	3か月 ^(注) ただし、選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。	1か月 ^(注)

（注）課税売上高等が一定額以下の場合には、上記以外の課税期間を選択することができる。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2007年7月現在)



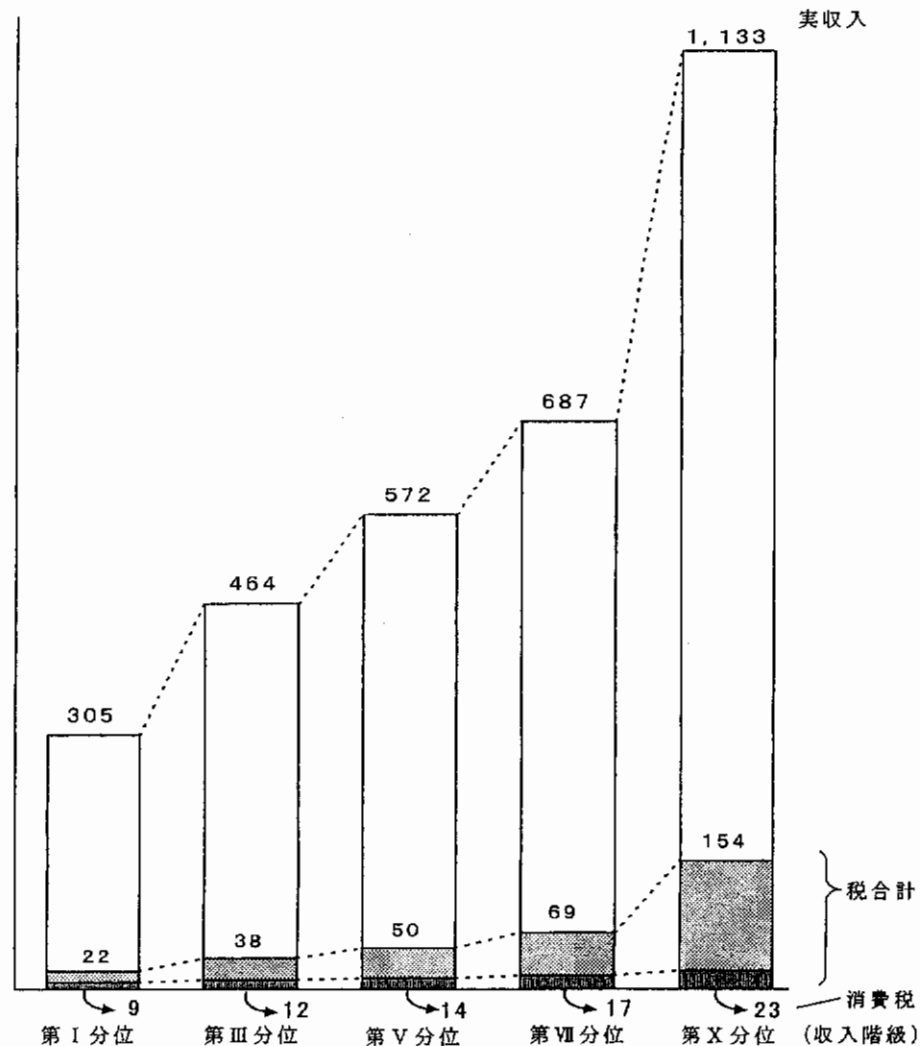
- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例: オンタリオ州 8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例: ニューヨーク市 8.375%)
 4. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品については上記以外の取扱いとなる場合がある。
 5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

収入階級別の実収入に対する税負担(平成16年分)

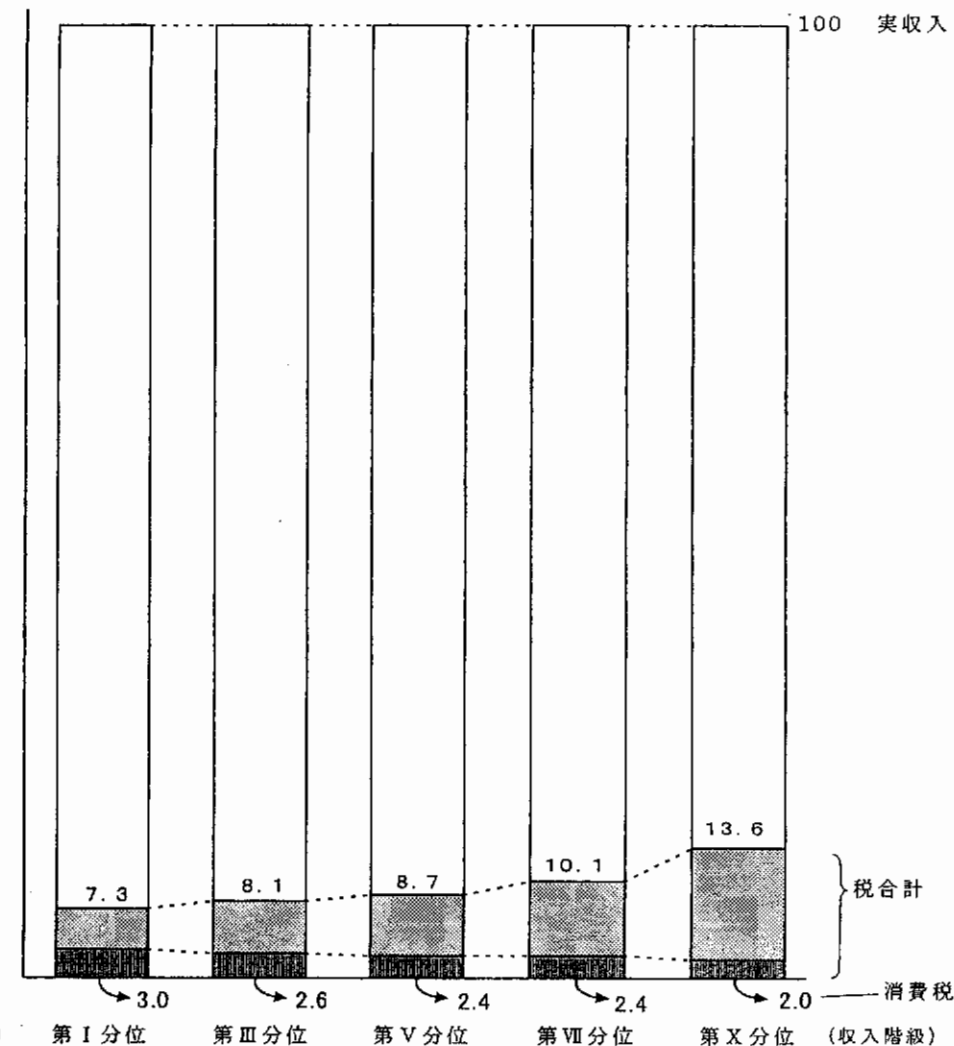
○ 実収入に対する税負担額(1年当たり)

(単位:万円)



○ 実収入に対する税負担率

(単位:%)



(備考)総務省統計局「家計調査(勤労者世帯)」(平成16年)を基に推計。

ライフサイクルモデルにおける所得と消費(イメージ)

